

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

水害・土砂災害に関する防災用語の改善について

報告書（素案）

令和3年〇月〇日

水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会

1

2

3

目 次

1. はじめに	… 2
2. H18 年度「洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言）」 とその後の対応	… 2
3. 防災情報と防災用語の課題	… 3
3. 1 水害・土砂災害リスクや防災情報の理解と周知	… 3
3. 2 防災情報の伝え方	… 4
4. 防災情報と防災用語の改善に向けた取り組み	… 6
4. 1 防災用語の改善	… 6
4. 2 メディア特性を活かした情報発信	… 7
4. 3 避難行動に結びつく防災情報の発信	… 8
5. おわりに	…10
別紙 1 水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会 開催趣旨	…11
別紙 2 水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会 規約	…12
別紙 3 水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会 委員名簿	…13
別紙 4 水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会 開催経緯	…14

4

1. はじめに

水害や土砂災害による人命等の被害の軽減には、国・都道府県から市町村や報道機関等を通じて広く地域に提供される水位などの河川の状況や氾濫の危険度合い等の情報（以下、「防災情報」という）や、直接住民に伝えられる緊急速報メールなどの防災情報により、的確な判断や行動がとられることが重要である。

しかしながら、防災情報の中で用いられる用語（以下、「防災用語」という）には、施設整備・管理のための用語や、法令上の整理から成立した用語が多く、受け手側の的確な判断や行動につながる分かりやすい用語となっていないものがある。

水管理・国土保全局では、平成 18 年度に取りまとめられた『洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言）』（H18.6）を踏まえ、これまで防災情報の改善に努めてきたところであるが、近年の災害状況や、防災情報、社会、情報通信環境の変化等を踏まえ、改めて水害・土砂災害に関する防災用語について吟味し、住民の的確な行動や判断につながる、送り手側ではなく受け手側の立場に立った用語へ改善する必要がある。

このため、現在の視点で改めて水害・土砂災害に関する防災用語の改善を図るため、「水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会」において検討を行った。

2. H18 年度「洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言）」

とその後の対応

平成 18 年 2 月に設置された「洪水等に関する防災用語改善検討会」では、国・都道府県から提供されている情報には発信者側の用語・表現が多く、市町村の防災担当者や住民が容易に理解できない用語が用いられていたり、災害の危険度のレベルがわかりにくいなどの課題があったことから、防災情報の用語・表現を総点検し、洪水時等の防災情報をいかに避難等の行動に結びつけるかという視点で議論を重ねた。

具体的には、氾濫発生危険度と避難行動のタイミングに注目し、水位の危険レベルを「注意」「警戒」「危険」の 3 段階に設定し、区切りとなる水位の名称は危険レベルと受け手がとるべき具体的な行動がわかるように変更した。また、防災用語についても、それぞれの場面で受け手が災害や危険の状況を理解し、自らの行動に結びつけることができることが重要であることから、緊急的な対応を促す用語、注意喚起をする用語、状況を説明するための用語など、状況の変化に応じて用語の機能や使い方を整理した。これらの検討を踏まえ、平成 18 年 6 月に、住民、市町村の防災担当者や報道機関等が防災情報の危険度の表現や使われている用語を理解でき、水害時に的確

1 な判断や行動に繋がるための方策を「洪水等に関する防災情報体系のあり方について
2 (提言)」として取りまとめた。

3 水管理・国土保全局では、この提言を踏まえ、これまでに洪水予報、ダム操作、記
4 者発表資料、ウェブサイト等の用語、伝え方などの改善を図ってきた。また、これら
5 の防災情報について、平常時から理解を深める取組や、災害時に分かりやすく伝える
6 ための取組、さらには、市町村長が行う避難勧告等の判断を支援するため河川管理者
7 が河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長へ直接伝えるホットライン導入
8 など、行政と報道機関、住民などと一体となって進めてきている。

9 一方、平成30年7月豪雨等の教訓を踏まえ、突発的に発生する激甚な災害に対し、
10 既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれないことから、行政
11 を主とした取組から、国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換を図り、
12 住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政は
13 それを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築
14 することが求められている。

15 このような、近年の災害の発生状況や新たな防災情報の導入、さらには、情報通信
16 技術の進化や情報伝達手法の多様化により、河川管理者等が記者会見で災害発生の危
17 険性を直接国民等に伝える機会等も増えてきているなどの状況を踏まえ、受け手がよ
18 り直感的に状況を理解でき、災害時に安全を確保するための適切な行動がとれるよう、
19 防災用語の改善や伝え方の工夫、住民・社会の意識・理解の向上を図る取り組みを更
20 に進めていく必要がある。

21
22

23 3. 防災情報と防災用語の課題

24 3. 1 水害・土砂災害リスクや防災情報の理解と周知

25 (1) 災害リスクの理解と周知

26 近年、全国各地で激甚な被害をもたらす水害・土砂災害が毎年のように発生してお
27 り、多くの尊い人命が失われている。災害後に実施された各種の調査やアンケート結
28 果より、高齢者が多く犠牲になっていること、被害の大半が洪水・土砂災害などの危
29 険性が予め示されていたところで発生していること、浸水想定区域や土砂災害警戒区
30 域等の地域の災害の危険度（以下、「災害リスク」という）に関する情報が十分に理
31 解、活用されていなかったこと等が、明らかになっている。

32 また、平常時から防災情報、避難行動などに関する住民への周知や理解を深める取
33 り組みを広げることや、その実務を担っている市町村や自主防災組織などの担当者の
34 スキルアップの機会を増やしていくことなどが必要だと考えられる。

35

36 (2) 防災用語の分かりやすさ

1 防災用語については、これまでの見直しなどにより概ね改善は図られているものの、
2 緊急的な対応を促す用語は、より直感的に理解できる必要がある。防災情報の受け手
3 が、用語を聞いただけで災害をイメージでき、行動を促すようなメッセージ性がある
4 と効果的である。特に、緊急時に用いる用語は短い方が良く、文字情報（ウェブサイ
5 トやテレビ画面等）においては、漢字が5文字、6文字と続くと視認性が低下するの
6 で、そのような用語については注意が必要である。

7 また、もし用語だけで十分な理解を得ることが難しいような場合や、すでに広く一
8 般に使われている言葉をそのまま用いる場合などには、受け手に誤解を与えないよう
9 関連する情報や補足説明などを付して理解を促すことも重要である。

10 なお、防災用語の理解が不十分であれば、まずはその用語の周知を徹底することが
11 重要であり、なるべく用語を変えないことが望ましい。もし用語を変える場合には、
12 そのことにより受け手が混乱することのないよう、丁寧に説明し十分に周知を図るこ
13 とが重要である。

14 (3) 防災情報の充実と通信手段の多様化への対応

15 近年、高潮や内水の浸水想定区域図の設定や流域雨量指数等の防災情報が充実し、
16 それらを伝える情報通信手段も多様化している。また、防災情報を避難に結びつける
17 観点から、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を
18 居住者等に促す情報とを関連付ける警戒レベルの導入も進めているが、防災用語その
19 ものが、避難行動に十分に活かされていない可能性がある。その理由として、防災情
20 報を伝える際に用いられる専門用語の意味が分からない、言葉の使い方が受け手の認
21 識とずれているなど、防災用語が住民に分かりづらいものとなっていることが考えら
22 れる。例えば、ハザードマップには、最大浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想
23 定区域、土砂災害警戒区域などの様々な情報が示されているが、災害時に住民がこれ
24 らの情報をすべて理解し、警戒レベルに応じて状況を的確に判断することは困難であ
25 る。
26

27 3. 2 防災情報の伝え方

28 (1) 新たな情報通信技術の活用

29 近年、急速に普及が拡大しているスマートフォンやSNSなどの新たな情報通信技術
30 を十分に活用できていない。以前は、テレビやラジオなどで短い言葉で分かりやすく
31 伝えることが重要であり、そのために用語を見直すことが効果的であったが、現在で
32 はインターネットやスマートフォンが広く普及し、テレビやラジオとも連携して情報
33 提供が行われるようになっている。必ずしも用語だけで情報を伝える必要はなく、映
34 像や図表、地図、マークなどの視覚情報を活用するなどの工夫が必要である。

35 また、情報発信にあたっては、誰に、何を、どのように伝えるかを明確にし、受け
36

1 手が情報を必要としているタイミングで的確に伝わるよう、情報全体でのインフォメ
2 ーションデザインを検討する必要がある。

3

4 (2) 新技術の活用と民間企業等との連携

5 災害時にハザードマップを見ただけで、自分の置かれている状況や、これから起こ
6 りうる災害への危機感を、住民が理解することは困難である。近年のデジタル・トラ
7 ンスフォーメーション（DX）の動向なども踏まえ、民間企業などと連携し、ビク
8 データを活用した状況分析や、最新の情報通信技術等を活用し、今いる場所の危険度
9 や避難先などの情報をリアルタイムで手元に届けるようなサービスの導入などにつ
10 いて検討する必要がある。

11

12 (3) 会見等による情報発信

13 大規模台風の接近時などに早い段階から会見を開き、その時点で得られる最大限の
14 知見や予測を発表して強く警戒を呼びかけ、災害の切迫感を広く国民に伝えることは
15 効果的であると考えられる。一方で、社会が対応できる頻度なども考慮し、このよう
16 な強い呼びかけを行う必要がある状況やタイミングなどを整理する必要がある。また、
17 今後も、会見を活用して国民と危機感を共有していくためには、発表する情報に関心
18 を持ってもらい、その内容が理解しやすく、適切な判断や行動につながるものとなる
19 よう、会見の充実を図っていく必要がある。

20 特に、住民が避難の準備や行動を起こすためには、自らの問題であることを強く認
21 識する必要がある。一義的には市町村により地区ごとに発令される避難情報をもとに
22 行動を促すことが前提であるものの、洪水や土砂災害に関わる警戒レベル相当情報に
23 ついても住民主体の行動を促す情報として活用されるよう、現象、危険度、対象区域
24 などについて全国、地方ブロック単位等のそれぞれの会見等の特性を踏まえて、伝え
25 る内容を改善することが重要である。

26 なお、会見で発表した情報は、テレビ、インターネット、SNSなどで広く拡散され
27 ることも考慮し、受け手に誤解を与えないよう注意する必要がある。例えば、具体的
28 な河川名を代表例として用いて警戒を呼びかける際には、発表された河川のみに関心
29 が集中し、十分な情報が得られていない他の河川への警戒が薄れることがないよう注
30 意する必要がある。また、数値を示す場合にも、数値の意味や算出方法などを分かり
31 やすく説明し、情報が誤って伝わらないよう注意する必要がある。

32 そのためには、平時から報道機関等と防災情報の内容や災害への危機感の伝え方な
33 どについて共通認識を図っておくことが重要である。

34

35 (4) 災害時における情報収集・提供の強化

36 災害への関心が高まっている時に、住民がテレビやウェブサイトで会見のライブ中
37 継を見ることができ、自分の近くの河川の状況をカメラ映像や水位などでリアルタイ

1 ムに確認できることが重要であるが、大規模な災害時にはウェブサイトへのアクセス
2 が集中し、これらの河川情報等が取得しづらくなることがある。このような状況であ
3 っても、必要な情報をリアルタイムで住民に伝えることができるよう、国・都道府県
4 は、情報の収集、発信体制を強化する必要がある。

6 (5) 防災情報と住民の行動の結びつき

7 防災情報の充実を図ることは重要であるが、一方で、防災情報だけで人を動かすこ
8 とは難しいということも認識しておく必要がある。災害後のアンケート結果からも、
9 避難行動を後押ししたものの多くが、消防団や家族からの直接的な呼びかけであり、
10 そのような仕組みと一緒に、住民に行動を促すような情報の伝え方を検討する必要が
11 ある。

14 4. 防災情報と防災用語の改善に向けた取り組み

15 4. 1 防災用語の改善

16 (1) 平常時と緊急時での防災用語の伝え方の工夫

17 災害時に住民に緊急的な行動を促す防災用語については、簡潔な表現で、理解しや
18 すく、誤解を与えないような用語となるよう改善を図ることが重要である。特に、緊
19 急時に行動を促すために用いる呼びかけ的な用語は、短いワンワードで、その意味が
20 受け手に適切に理解されなければならない。

21 一方、平常時においては、防災用語の意味が容易に理解でき、その用語で伝えよう
22 とする災害の状況が映像として思い浮かぶようなわかりやすい説明文を用語に付し
23 て伝えることにより、受け手に理解を促すことが重要である。普段から、いつも同じ
24 説明文を付けて用語を使い、広く理解を深めておくことで、災害が発生した時には、
25 防災用語だけで警戒を呼び掛けても意味が伝わるような状況が理想である。

27 (2) 防災用語の理解促進

28 防災情報の発信者と受け手との共通の理解を図るため、防災用語の意味や伝え方な
29 どをウェブサイトですぐに検索できる用語・解説集を作成し、それを活用しなが
30 ら更に内容の充実を図っていくことが重要である。

31 用語・解説集では、防災用語がテレビやインターネットなど様々な情報媒体で伝え
32 られることを想定し、用語や説明文の表現、分量が適切となるよう整理するとともに、
33 その用語が用いられる状況に応じて、緊急的な対応を促す、注意喚起をする、状況を
34 説明するなどの用語の役割を考慮し、参考資料なども併せて整理することが重要であ
35 る。

1 また、近年の情報通信手段の高度化、多様化を踏まえ、住民の的確な行動や判断に
2 つながる防災情報の発信にあたっては、防災用語の見直しだけではなく、用語を伝える
3 情報媒体の特性に応じて、用語に説明文や図、映像、地図などの情報を加えること
4 により、受け手の理解が深まり、災害への危機感を具体的に認識できるようなもの
5 となるよう、防災情報全体で検討することが重要である。

6 用語・解説集が広く利用されるためには、誰もがパソコンやスマートフォンで簡単
7 に防災用語を検索でき、用語の意味だけでなく、解説資料や参考となるデータなどを
8 視覚的に分かりやすく確認できるような使い勝手のよりウェブサイトを構築するこ
9 とが重要である。

11 (3) 継続的な改善の実施

12 用語・解説集が、情報の受け手にとって理解しやすいものとなるよう、作成時には
13 外部の意見を聞くなどの工夫が必要である。また、言葉は時代とともに変わるもので
14 あり、情報通信技術の進歩や社会変化に応じて、防災情報や用語の見直しを継続的に
15 続けていくことが重要である。そのため、防災情報を伝えるメディアとの定期的な意
16 見交換やインターネットのアクセス分析やアンケート調査などにより、防災用語の理
17 解度や防災情報の効果などの実態把握に努め、その結果を用語の改善や情報の整理、
18 伝え方などに反映していくことが重要である。

20 4. 2 メディア特性を活かした情報発信

21 (1) 情報媒体の特性を活かした効果的な情報発信

22 災害時には、情報の受け手が具体的に危険度をイメージできるような、受け手の状
23 況に応じた伝え方により、国や地方自治体、報道機関等と住民とが災害への危機感を
24 共有するリスク・コミュニケーションが重要である。例えば、停電や自動車での移動
25 時などは、ラジオの音声だけで多数の情報を短く分かりやすい言葉で伝えるような工
26 夫が必要である。また、災害の状況や避難行動などの理解を深めるために、テレビで
27 専門家が解説を行うことも効果的である。

28 また、インターネットやSNSなどの情報通信手段が多様化する中、誰に対して何を
29 どのような手段で、どのようなタイミングで伝えるのかなどのインフォメーションデ
30 ザインが重要である。例えば、台風接近時にテレビを通じて広く警戒を呼びかけ、そ
31 れを見た視聴者がウェブサイトにアクセスし、ハザードマップや自宅周辺の河川の情
32 報を確認するなど、情報媒体の特性を活かして必要な情報が入手できることが重要で
33 ある。地域毎に河川事務所や气象台、自治体、報道機関、通信事業者等が相互に連携
34 し、役割分担を明らかにし、災害の状況に応じて効果的に情報発信できるような体制
35 を構築しておくことが重要である。

36 さらに、防災に関する基本的な情報や知識を周知するためには、日常生活の中で自

1 然にすり込まれるような情報発信も効果的である。例えば、毎日習慣的に見ている時
2 計や天気予報、ウェブサイトなどから、意識しなくても防災に関する情報が目に入っ
3 てくるような工夫が必要である。

4 一方、実際に災害が発生するような緊迫した場合などには、情報の受け手が混乱し
5 ないよう、分かりやすい言葉で、必要な情報を簡潔に伝えるようなクライシス・コミ
6 ュニケーションが重要である。

7 8 (2) 新たなネットメディアや新技術等の効果的な活用

9 テレビやインターネット等を活用し、河川や施設の操作状況、危険度が高まっている
10 地区などを、グラフやイラスト、カメラ映像、地図などの視覚情報を用いて分かり
11 やすく伝えることが重要である。例えば、テレビの場合には、画面に災害の状況が理
12 解できるような映像や図などを表示し、文章や用語は簡潔なものとし、ナレーション
13 で説明を加えることなどが考えられる。また、インターネットの場合には、水害や土
14 砂災害などの情報を簡潔に1つの図にまとめて発信することで、SNS やメールなどを
15 通じてさらに多くの人に情報を伝えることも可能である。一方で、SNS の投稿などで
16 誤った情報が広がってしまうことも考えられるので、そのような場合には、社会の混
17 乱を防ぐために速やかに正確な情報を2次的に発信することも重要である。

18 また、スマートフォンで、自分の居る場所の災害の危険度、警報などが簡単に確認
19 できるとか、最寄りの河川のライブ映像から、近傍の水位観測所のグラフにも簡単に
20 アクセスできるなど、関連する情報が相互に紐付けられ、迅速に確認できることも重
21 要である。

22 国・都道府県は、災害時にもこれらの情報が途切れることなく確実に提供できるよ
23 う、水位や雨量、河川映像などの情報の収集、発信のための機器やシステムを強化す
24 るとともに、これらの機器が被災することも想定し、システムの二重化や代替措置を
25 準備しておくなどの対策を講じておくことが重要である。また、これらの情報を広く
26 提供し、民間企業等の最新技術を積極的に活用することにより、防災情報の更なる充
27 実を図ることも重要である。

28 29 4. 3 避難行動に結びつく防災情報の発信

30 (1) 防災情報と警戒レベルの活用促進

31 災害時に水害や土砂災害などの防災情報を受け取った住民が、避難行動を容易にと
32 ることができるよう、住民が取るべき行動を5段階に分け、防災情報等と行動の関係
33 の明確化が図られてきたところである。令和元年東日本台風等を踏まえ、警戒レベル
34 の見直しの方向性が示されたことを受け、防災情報の発信に際しても、見直し後の警
35 戒レベルに基づき、住民の主体的な行動を促すことが重要である。

36 また、宅地建物取引業法施行規則の改正により、不動産取引時の重要事項説明とし

1 て、土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域等に加え、水防法の規定に基づき市町村が
2 作成する水害ハザードマップの説明も義務化された。例えば、各自が、このような土
3 地の災害リスクと災害時に発表される警戒レベルとの関係を整理しておくことで、災
4 害時に簡易に避難判断できるような方法の検討などが進められることを期待する。

6 (2) 強く警戒を呼びかけるための会見等の充実

7 大規模な災害が予想され、会見等により国民に強く警戒を呼びかける際には、現在
8 の状況や今後の見込みなどを、メディアや国民が理解しやすい用語や表現で、図表、
9 グラフなどを用いて簡潔に分かりやすく伝えることが重要である。特に、中継により
10 映像がメディアを通じてリアルタイムに配信される場合は、手元に資料がない視聴者
11 は言葉のみで聴くことになることにも配慮が必要である。また、このような会見は、
12 状況が時々刻々と変化する中で緊急的に開かれることを想定し、災害や地域に関する
13 基礎資料、最新の観測値、予測値等の情報を的確に発表できるよう、平常時から準備
14 をしておく必要がある。また、報道機関等と、会見を開く基準やタイミングなどにつ
15 いて予め調整しておくとともに、防災情報や防災用語、地域の災害リスク等について
16 日頃から情報交換を図り、災害時に国民に警戒を呼び掛け、危機感を共有するための
17 伝え方などを充実していくことが重要である。

18 なお、早期に警戒を呼びかけたものの、結果として予測した状況にまで至らなかつ
19 た場合には、状況の変化や引き続き警戒すべき事項等を丁寧に説明するとともに、一
20 連の対応が終わった後に、その要因を整理し、次の災害に備えることが重要である。

22 (3) 防災情報と避難行動の結びつきの強化

23 災害時に防災情報が住民の適切な避難行動に結びつくよう、各自が平常時から地域
24 の災害リスクを認識し、緊急時にとるべき行動について理解を深めておくとともに、
25 自分の地域で発生するおそれのある災害を想定し、自らの行動や、そのきっかけとな
26 る情報などを予め決めておくことが重要である。そのためには、普段からハザードマ
27 ップや現地見学等を通じて地域における災害リスクや防災情報、施設操作等について
28 の理解を深め、国・都道府県と住民、報道機関等で危機感を共有するような取り組み
29 を推進することが重要である。また、例えば、誰もが体温計を見て自分の健康状態を
30 判断できるように、水害に対しても、河川の水位などをベンチマークとして危険度を
31 実感できるような、一人ひとりが防災情報を避難行動につなげるための各自の避難ス
32 イッチをつくっておくことが重要である。

33 緊急時の高齢者への避難の呼びかけにおいても、「逃げなきゃコール」のような離
34 れて暮らす家族からの呼びかけに加え、地元のコミュニティとの連携などにより、複
35 層的に高齢者を守る体制を構築することが重要である。また、地域や年代などに応じ
36 て普段よく利用されているメディアやNPOなどとも連携し、日頃から防災情報の理解
37 を深め、防災意識を高めるような情報発信に取り組むことも重要である。

1 また、このような住民主体の避難行動を実現するためには、防災教育の推進や、地
2 域における防災のリーダーの育成なども重要である。

3 国・都道府県においても、地区防災計画や避難確保計画などの作成に必要な浸水想
4 定区域や土砂災害警戒区域、過去の水位や雨量データ、災害の記録などをウェブサイ
5 トで容易に確認できるような環境の整備や、多様な主体と連携した住民一人ひとりの
6 避難の実効性を高めるためのマイ・タイムラインの取り組みの推進、さらには、水位
7 計やカメラを設置し住民の状況に応じて必要な河川情報を提供するなどにより、地域
8 の取り組みを支援することが重要である。

11 5. おわりに

12 気候変動の影響により、今後さらなる豪雨の激甚化、頻発化が懸念されている。
13 水害・土砂災害から住民の命を守るためには、河川改修や砂防堰堤の整備などのハ
14 ード面での治水対策を着実に進めるとともに、ソフト面においても、防災情報や災
15 害リスクに関する理解を深め、災害時の適切な行動につなげていくことが重要であ
16 る。

17 そのためには、防災情報や防災用語をより分かりやすいものに改善することによ
18 り、平常時には、地域における水害・土砂災害等の災害リスクや危機感を住民と共
19 有し、防災情報や施設操作等の理解促進を図るとともに、災害時には、直感的で分
20 かりやすい防災用語を用いた呼びかけや、多様な情報通信技術を効果的に活用した
21 切迫感のある防災情報の提供により、住民に適切な判断と行動を促すことが重要で
22 ある。

23 また、住民主体の避難行動への転換を図るためには、「自らの命は自らが守る」と
24 という意識が社会での共通認識となり、住民が適切に災害を理解し、主体的に防災対
25 策や避難行動をとれるよう、住民と行政、報道機関等が一体となった取り組みを推
26 進することが重要である。

27 さらに、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働
28 して流域全体で地域の特性に応じた、氾濫をできるだけ防ぐための対策、被害対象
29 を減少させるための対策、被害の軽減・早期普及・復興のための対策を、ハード・
30 ソフト一体で推進する「流域治水」への転換を進めていく上で、防災用語を通じて
31 相互の理解と連携を深めていくことがより一層重要である。

32 本報告書が、これらの施策の推進の一助となることを期待する。

1 別紙 1

2 水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会

3 開催趣旨

4
5 水害や土砂災害による人命等の被害の軽減には、河川管理者等から市町村や報道
6 機関等を通じて提供される防災情報や緊急速報メールなど直接住民に伝えられる防
7 災情報により、的確な判断や行動がとられることが重要である。

8
9 しかしながら、河川管理者等から提供されている情報の中の用語には、施設整
10 備・管理のための用語であったり、法令上の整理から成立した用語である場合が多
11 く、受け手側の的確な判断や行動につながるわかりやすい用語となっていないもの
12 がある。

13
14 水管理・国土保全局では、平成 18 年度に取りまとめられた『洪水等に関する
15 防災情報体系のあり方について（提言）』（H18.6）を踏まえ、これまで防災情報の改
16 善に努めてきたところであるが、近年の災害状況や、防災情報、社会、情報通信環
17 境の変化等を踏まえ、改めて水害・土砂災害に関する防災用語について吟味し、住
18 民の的確な行動や判断につながる、送り手側ではなく受け手側の立場に立った用語
19 へ改善する必要がある。

20
21 このため、現在の視点で改めて水害・土砂災害に関する防災用語の改善を図るた
22 め、「水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会」を設置するものである。

23

24

1 別紙 2

2 水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会

3 規約

4 (名称)

5 第 1 条 本検討会は、「水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会」(以下「検討
6 会」という。)と称する。

7 (目的)

8 第 2 条 本検討会は、水害・土砂災害時における防災情報に関する用語について吟
9 味し、住民の的確な行動や判断につながる、送り手側ではなく受け手側の立
10 場に立った用語へ改善するために必要な検討を行うことを目的とする。

11 (委員の任命)

12 第 3 条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

13 2 検討会は、別表に掲げる有識者等で構成する。

14 (検討会)

15 第 4 条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保
16 全局長が指名する。

17 2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

18 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出
19 席して その意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

20 4 検討会は、原則として公開で開催する。

21 5 検討会の配付資料は、国土交通省ウェブサイトに公開することを原則と
22 する。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

23 6 検討会の議事要旨は、検討会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認
24 の上、国土交通省ウェブサイトに公開するものとする。

25 (事務局)

26 第 5 条 検討会の事務局は、大臣官房広報課、水管理・国土保全局、気象庁とし、
27 水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室において総括する。

28 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

29 (雑則)

30 第 6 条 この規約に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定
31 める。

32

33 (附則)

34 この規約は、令和 2 年 5 月 2 8 日から施行する。

35

36

1 別紙3

2 水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会

3 委員名簿

4 伊藤 みゆき NPO 法人 気象キャスターネットワーク

6 牛山 素行 静岡大学 防災総合センター 教授

8 苅田 伸宏 ヤフー株式会社 メディア統括本部 編集本部 本部長

10 里 匠 日本放送協会 アナウンス室 副部長

12 関谷 直也 東京大学大学院 情報学環 防災情報研究センター(CIDIR) 准教授

14 ◎ 田中 淳 東京大学大学院 情報学環 特任教授

16 田中 里沙 事業構想大学院大学 学長、株式会社宣伝会議 取締役

18 谷原 和憲 日本テレビ放送網株式会社 報道局 ニュースセンター専任部長

20 松本 浩司 日本放送協会 解説主幹

22 矢守 克也 京都大学 防災研究所 教授

24 ◎：座長

26 (五十音順、敬称略)

28

1 別紙 4

2 水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会

3

4

開催経緯

5

6 令和 2 年 5 月 28 日 第 1 回 検討会

7 (1) 防災情報に関する現状と検討の進め方について

8 (2) 防災用語の改善について

9

10 令和 2 年 6 月 25 日 第 2 回 検討会

11 (1) 水害・土砂災害における被害と防災情報について

12 (2) 防災情報体系と防災用語について

13 (3) これまでの論点整理（案）について

14

15 令和 2 年 10 月 14 日 第 3 回 検討会

16 (1) 令和 2 年 7 月豪雨及び台風第 10 号時の情報提供の
17 取り組みについて

18 (2) 論点整理（案）と今後の課題について

19

20 令和 3 年 1 月 12 日 第 4 回 検討会

21 (1) 防災用語の解説集について

22 (2) 水害・土砂災害に関する防災用語の改善について 報告書
23 (素案) について

24

25 令和 3 年〇月〇日 第 5 回 検討会（予定）

26 (1) 報告書（案）について

27

28